令和８年（フ）第２１２号
三重県いなべ市員弁町北金井1816番地８　コンフォート北金井102号室
債務者　多湖　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第３３２２号
大阪市東淀川区瑞光５丁目３番１―1303号
債務者　佐藤　利明
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３５２号
大阪市西区本田１丁目６番19―205号
債務者　宮内美代子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３８０号
大阪市生野区桃谷２丁目23番51号　メゾン桃谷　401号
債務者　井上　裕喜
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４６５号
大阪市東淀川区西淡路３丁目７番20号　コーポ中瀬　203号
債務者　松田　　薫
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４６６号
大阪市淀川区三津屋南２丁目20番22号　パークハイツ　９号
債務者　原田　治夫
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７１２号
大阪府茨木市玉櫛１丁目５番13―211号
債務者　仲宗根　悠
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４９号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目７番９号　307号、前住所大阪府寝屋川市昭栄町９番20号（201号）
債務者　井尻　　響
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９９２号
大阪市都島区中野町２丁目11番８号　ハイライフ中野　207号
債務者　佐脇　　遼
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３８号
大阪市平野区平野宮町２丁目９番５号　ピリカ平野宮町　302号、前住所大阪市中央区瓦屋町３丁目７番６号　ポルテボナール601
債務者　左村　一成
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１６号
神戸市長田区前原町２丁目３番３号　Ｃａｓａ　ｄｅ　前原町204号、従前の住所神戸市須磨区中島町３丁目１番23号
債務者　植山　匡雄
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９７号
神戸市兵庫区大開通10丁目２番15―506号
債務者　井上　雅生
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０３号
神戸市北区唐櫃台４丁目16番６―201号
債務者　峯下　一郎
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２５号
神戸市長田区房王寺町２丁目８番６―505号
債務者　若葉ゆうこ
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４８号
神戸市北区有野台１丁目６番地　Ａ15棟404号
債務者　梅原　康彰
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４９号
神戸市北区有野台１丁目６番地　Ａ15棟404号
債務者　梅原　友子（旧姓池田、荒西）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５５号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番168―508号
債務者　井上　陽介
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部